

2023年度 町田市中小企業融資制度一覧

保証人：任意 物的担保：原則として不要 信用保証：必要

2023年6月19日現在

資金の種類	融資対象者	資金用途	融資限度額	融資利率（補助利率） ※固定金利	融資期間	信用保証料の補助	
一般融資（様々な事業活動に活用）	小規模企業特別資金 (小口零細企業保証制度) ※責任共有制度対象外	基本要件及び次の①②の要件を満たす小規模企業者 ① 常時使用する従業員の数が20人(卸・小売・サービス業にあつては5人)以下の会社・個人・事業協同組合等 ※サービス業のうち、宿泊業と娯楽業は20人以下 ② この融資を含め、信用保証協会の保証付融資合計残高が2,000万円以下であること	運転資金・設備資金	年利1.90% (1.50%) ※次の①から③のいずれかに該当する場合の補助利率 → 1.60% ① 町田商工会議所の「経営指導内容証明書」あり ② 指定商店会又は町田市勤労者福祉サービスセンターに1年以上加入し「加入者確認書」あり ③ 町田市トライアル発注認定事業者(認定期間中)	運転:5年以内 設備:7年以内 (据置期間6ヶ月以内)	東京都制度(小口)と連携する場合 → 東京都から1/2補助 ※市の要件に加え、都の要件を満たすこと	
	運転資金	基本要件を満たす中小企業者	商品・原材料の仕入、買掛金や支払手形の決済、人件費等	年利1.95% (1.50%) ※町田市トライアル発注認定事業者(認定期間中)の補助利率 → 1.60%	5年以内 (据置期間6ヶ月以内)	—	
	設備資金	基本要件を満たし、かつ次の①又は②のいずれかに該当する中小企業者 ① 事業の実施に必要な設備(機械・装置、工具・器具、備品等)の導入、増強、改良、補修等(ICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入、IT機器の購入及び設備の導入等に伴うサイバーセキュリティ対策を含む。)を行うこと ② 建物の改修、建替等(耐震化、バリアフリー化を含む。)を行うこと	設備資金に付随する運転資金・設備資金	5年以内 1.70% (1.25%) 5年超7年以内 1.95% (1.50%) ※町田市トライアル発注認定事業者(認定期間中)の補助利率→5年以内1.35%、5年超7年以内1.60%	7年以内 (据置期間6ヶ月以内)	東京都制度(設備投資)と連携する場合 → 東京都から2/3補助 ※市の要件に加え、都の要件を満たすこと ※責任共有制度対象外は連携外	
	創業資金 ※初めて制度をご利用になる場合に1回限り	基本要件を満たし、かつ次の①から③のいずれかに該当する方 ※①に該当する場合、創業後に基本要件をすべて満たすこと ① 新たに中小企業者として創業しようとする方 ② 創業して5年未満の中小企業者 ③ 市内で分社化しようとする具体的な計画を有する会社又は分社化による設立から5年未満の会社	運転資金・設備資金	3年以内 1.50% (1.30%) 3年超7年以内 1.60% (1.35%) 創業特例 1.10% (1.10%) 1.20% (1.20%) ※創業特例は「町田創業プロジェクト」の支援を受け、その証明を受けていること	7年以内 (据置期間12ヶ月以内)	東京都制度(創業)と連携する場合 → 東京都から2/3補助 ※市の要件に加え、都の要件を満たすこと	
事業承継資金（事業承継のために必要な資金に活用）	一般 ※1事業者1回限り ※承継者が「創業者」である場合は、創業資金の利用も可	基本要件を満たし、かつ次の①から④のいずれかに該当する中小企業者 ※承継者が「創業者」である場合、承継後に基本要件をすべて満たすこと ① 事業承継を5年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと ② 事業承継をした日から5年未満であつて、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと ③ 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして都道府県知事の認定を受けたこと ④ 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、都道府県知事の認定を受けた中小企業者であつて、基本要件を満たすこと	【左記①から③】運転資金・設備資金 【左記④】事業承継に不可欠な資産を取得するために必要な次の①又は②の資金 ① 事業用資産等の取得資金 ② 会社の株式等の取得資金(株式等を取得することにより、他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限り。)	5年以内 1.50% (1.30%) 5年超10年以内 1.70% (1.50%) 承継特例 1.30% (1.30%) 1.50% (1.50%) ※承継特例は次の①又は②のいずれかに該当すること ① 地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会、町田商工会議所の支援を1年以内に複数回受け、証明を受けている ② (公財)東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けている	10年以内 (据置期間12ヶ月以内)	東京都制度(承継一般)と連携する場合 → 東京都から2/3補助 ※市の要件に加え、都の要件を満たすこと	
	承継者個人 ※1事業者1回限り ※これから事業を承継する承継者の方が「創業者」である場合は、創業資金の利用も可	＜すでに会社の事業を承継した後の会社の代表者の方＞ 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして都道府県知事の認定を受けた会社である中小企業者の代表者個人であつて、次の【中小企業者の会社要件】及び【代表者個人要件】を満たす方 【中小企業者の会社要件】 基本要件を満たす会社であること 【代表者個人要件】 都内に住居を有し、かつ区市町村民税を完納していること。また、基本要件の⑧を満たすこと ＜これから事業を承継する承継者の方＞ 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、都道府県知事の認定を受けた事業を営んでいない個人であつて、次の【他の中小企業者の要件】及び【個人要件】をみたす方 【他の中小企業者の要件】 基本要件を満たすこと 【個人要件】 都内に住居を有し、かつ区市町村民税を完納していること。また、基本要件の⑧を満たすこと	次の①から⑤の資金 ① 株式等取得資金 ② 事業用資産等取得資金 ③ 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④ 遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う価格弁償資金 ⑤ 会社の事業活動の継続に特に必要な資金 事業承継に不可欠な資産を取得するために必要な次の①又は②の資金 ① 事業用資産等の取得資金 ② 会社の株式等の取得資金(株式等を取得することにより、他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限り。)	1,500万円	年利1.50% (1.30%) ※次の①から③のいずれかに該当する場合の補助利率 → 1.50% ① 町田市在住の方 ② 事業承継にあたり、町田商工会議所からの支援を1年以内に複数回受け、証明を受けている承継者の方 ③ 次のいずれかに該当する会社の代表者の方 ・地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会、町田商工会議所からの支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けている会社 ・(公財)東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けている会社	10年以内 (据置期間12ヶ月以内)	東京都制度(承継個人)と連携する場合 → 東京都から2/3補助 ※市の要件に加え、都の要件を満たすこと
	緊急資金 (業況悪化等に活用)	基本要件を満たし、かつ次の①から③のいずれかに該当する中小企業者 ※事前に市が発行する「対象者確認書」を取得すること ① 最近3ヶ月の売上実績が前年同期に比べ5%以上減少していること ② 災害や事故等により経営の安定に支障を来していること	運転資金・設備資金	1,000万円	3年以内 1.70% (1.45%) 3年超5年以内 1.75% (1.50%)	5年以内 (据置期間6ヶ月以内)	東京都制度(経営一般)と連携する場合 → 東京都から1/2補助 ※緊急資金の対象者要件①を満たす小規模企業者のみ連携可 東京都制度(コロナ・ウクライナ・円安・エネルギー等)と連携する場合 → 東京都から4/5補助 ※緊急資金の対象者要件として最近3ヶ月の売上実績又は今後3ヶ月の売り上げ見込みが直近同期に比べ10%以上減少していること ※責任共有制度対象外は連携外 ※上記いずれの場合も、市の要件に加え、都の要件を満たすこと
バリアフリー化整備資金 (バリアフリー施設の普及推進に活用)	基本要件を満たし、かつ次の要件に該当する中小企業者 ※事前に市が発行する「対象者確認書」を取得すること 町田市福祉のまちづくり総合推進条例に基づく基準を満たす、店舗・事務所等のバリアフリー化を推進すること	町田市福祉のまちづくり総合推進条例に基づく基準を満たす、店舗・事務所等のバリアフリー化に必要な資金	1,000万円	年利1.95% (1.95%)	7年以内 (据置期間12ヶ月以内)	—	
環境改善整備資金 (環境改善のための整備推進に活用)	基本要件を満たし、かつ次の①又は②のいずれかに該当する中小企業者 ※事前に市が発行する「対象者確認書」を取得すること ① 環境確保条例等で定める環境基準を満たすための施設の修理、改修、変更及び設置を行うこと ② 市が定める技術基準・条件を満たす太陽光発電システム又は太陽熱高度利用システムの新設を行うこと (注:「全量売電」を選択する場合は、設備資金でお申込みください)	次の①又は②の資金 ① 市の指導により環境確保条例等で定める環境基準を満たすために行う施設の修理、改修、変更及び設置に必要な資金 ② 市が定める技術基準・条件を満たす太陽光発電システム及び太陽熱高度利用システムの新設に必要な資金	1,000万円	年利1.95% (1.95%)	7年以内 (据置期間12ヶ月以内)	—	

申込に必要な書類
<共通書類> <ul style="list-style-type: none"> 町田市中小企業融資申込書 信用保証申込書類 市税の完納証明書 ※緊急資金を除く ※町田市市民税課(207窓口)にて発行します ※非課税の場合は非課税証明書を取得してください 事業に必要な許認可等 見積書(設備資金の場合) 町田市中小企業融資制度に係る利用状況確認書 【法人の場合】 <ul style="list-style-type: none"> 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 法人税申告書の別表一(一) 【個人の場合】 <ul style="list-style-type: none"> 収支内訳書 又は 青色申告決算書

<資金別書類> 【小規模企業特別資金】 <ul style="list-style-type: none"> 経営指導内容証明書 又は 加入者確認書 ※補助利率優遇を受ける場合 ※加入者確認書の書式は町田市ホームページからダウンロードできます 【創業資金】 <ul style="list-style-type: none"> 創業計画書(東京信用保証協会指定の書式) ※協会ホームページからダウンロードできます 開業届出書(個人の場合) ※創業前の場合、創業後速やかにご提出ください 法人設立届出書(法人の場合) ※創業前の場合、創業後速やかにご提出ください 「町田創業プロジェクト」の支援を受けたことを証明する町田市長の証明書 ※「創業特例」の場合 ※町田市産業政策課(906窓口)にて発行します 【事業承継資金(一般)】 <ul style="list-style-type: none"> 事業承継計画書(市指定の書式) ※要件①に該当する場合 ※町田市ホームページからダウンロードできます 事業計画書(市指定の書式) ※要件②に該当する場合 ※町田市ホームページからダウンロードできます 都道府県知事の認定書 ※要件③④に該当する場合 事業用資産等や株式等の取得に必要な金額を確認できる書類 ※要件④に該当する場合 他の中小企業者(被承継者)が基本要件を満たしていることが確認できる書類 ※要件④に該当する場合 支援を受けたことを証明する各種証明書 ※「承継特例」の場合 その他、審査に必要な書類(個別案件ごと) 【事業承継資金(承継者個人)】 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事の認定書 承継した会社が基本要件を満たしていることを確認できる書類 ※要件①に該当する場合 他の中小企業者(被承継者)が基本要件を満たしていることを確認できる書類 ※要件②に該当する場合 支援を受けたことを証明する各種証明書 ※市外在住の方が補助利率優遇を受ける場合 その他、審査に必要な書類(個別案件ごと) 【緊急資金】 【バリアフリー化整備資金】 【環境改善整備資金】 <ul style="list-style-type: none"> 融資対象者確認書 ※町田市産業政策課(906窓口)にて発行します
<その他> <ul style="list-style-type: none"> 町田市中小企業融資制度残高確認書 ※複数の金融機関から追加融資を受ける場合 その他、審査に必要な書類 その他、信用調査等に必要な書類 等

中小企業者とは(中小企業信用保険法第2条第1項)
次の1.2のいずれかに該当する事業者 1 資本金の額又は出資総額が3億円(卸売業については1億円、小売業又はサービス業については5,000万円)以下の会社・事業協同組合等 2 常時使用する従業員数が300人(サービス業又は卸売業については100人、小売業については50人)以下の会社・個人・事業協同組合等

補助の内容	補助の停止
【利子の補助】 上記の融資利率のうち、補助利率相当額を年2回に分け、取扱金融機関を通じて各事業者の口座に振り込みます。 【信用保証料の補助】 町田市の要件に加えて東京都の要件を満たした場合、東京都から信用保証料の補助が受けられます。 ※「小規模企業特別資金」「設備資金」「創業資金」「事業承継資金」「緊急資金」に限ります。 ※東京都制度の申込みにあたり、追加で必要な書類があります。	対象要件に該当しなくなった場合(市外転出、支払利子の滞納、繰上完済、代位弁済等)は、市の利子補助を打ち切らせていただきます。 また、これに関連して補助金の過払いが発生した場合は、市へ返還していただきます。

ご注意ください!!
市が補助金の返還を求めた場合において、期限内に返還が行われないと… ★実行中の融資に係る補助の打ち切りや、既に交付した補助金についても返還を求める場合があります。 ★一定期間、新たな融資の申込みに係る補助は対象外とさせていただきます。

返済方法
★「元金均等返済方式」のみ ★融資期間が据置期間以内の場合のみ、満期一括返済が可能 ★融資期間は最長で融資実行日の応当日まで

※お申込みは、裏面の取扱金融機関にお問い合わせください。金融機関、信用保証機関の審査により、融資できない場合もあります。

この冊子は3,000部作成し、1部あたりの単価は17円です(職員人件費を含みます)。



町田 中小企業融資制度のしおり

町田市中心小企業融資は、市内の中小企業者が事業を行っていく上で必要な運転資金や設備資金等を円滑に調達できるよう、町田市と取扱金融機関が連携して行っている制度です。

ご利用いただける方(基本要件)

原則として、次の①から⑨のすべての要件を満たす方

- ① 中小企業者又は組合であること(中小企業信用保険法第2条第1項)
- ② 法人にあっては、原則として町田市内に本店登記を行っていること
※本店登記が町田市外の場合は、町田市内に事業所を有すること
- ③ 個人にあっては、原則として町田市に住民登録を行い、かつ現に居住していること
※住民登録地が町田市外の場合、市内に事業所を有すること
- ④ 1年以上事業を継続していること(一部資金を除く)
- ⑤ 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- ⑥ 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあっては、当該許可等を受けている(又は、受ける)こと
- ⑦ 町田市に納税しており、納付すべき市税及び返還対象となっている補助金を完納していること(一部資金を除く)
- ⑧ 現在かつ将来にわたって暴力団員等に該当しないこと及び暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと並びに暴力行為等を行わないこと
- ⑨ 各資金種類に応じて個別の対象要件を満たしていること

お問い合わせ先

町田市経済観光部 産業政策課
〒194-8520 町田市森野2-2-22
市庁舎9階(906)
電話 042-724-2129(直通)

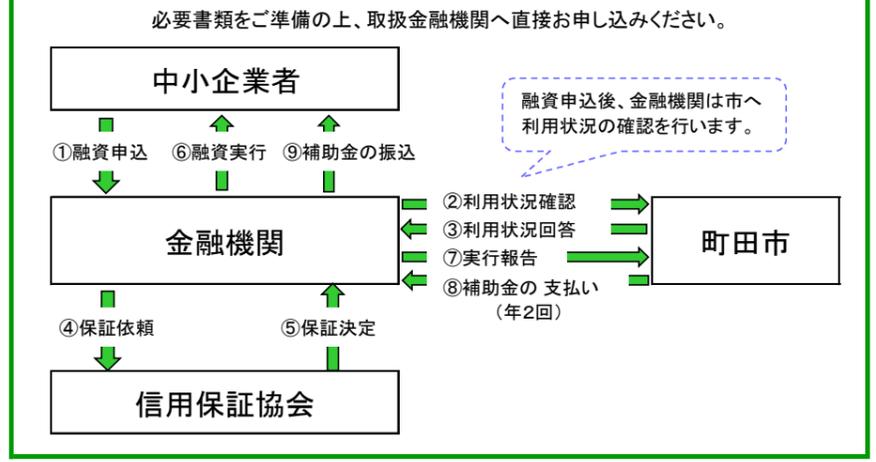


町田市では、「町田市産業振興画19-28」の施策の柱である「ビジネスしやすく、働きやすいまちづくり」に基づいて、事業者の資金調達を支援しています。



URL : <http://www.city.machida.tokyo.jp/shien/yushiseido/seidoyushi/index.html>

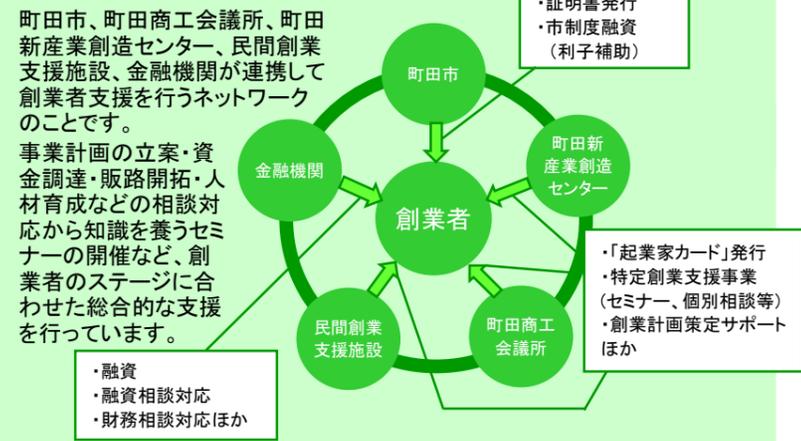
お借入れの手続き



各種支援機関

- (経営・創業・事業承継等支援)
町田商工会議所
〒194-0013 町田市原町田3-3-22
電話 042-724-6614(直通)
- (創業支援)
町田新産業創造センター
〒194-0021 町田市中町1-4-2
電話 042-850-8525(代表)

「町田創業プロジェクト」



町田商工会議所、町田新産業創造センター、民間創業支援施設が実施する創業支援(無料のセミナーや個別相談、有料のスクール等)を受け、創業に必要な知識を習得します。

<お得な特典> 支援を受けて町田市長の証明書を手に入れると...

- 会社設立時の登録免許税 → **50%減税**
- 町田市中心小企業融資「創業資金」
→ **利子全額補助(創業特例)**
→ **事業開始6か月前から東京都の信用保証料補助の対象に**(通常、個人の場合は1か月前、新たに会社を設立する場合は3か月前から) など

複数の金融機関から追加融資を受ける場合について

既に融資を受けている金融機関以外から追加融資を受ける場合は、町田市から「町田市中心小企業融資制度残高確認書」の発行を受ける必要があります。

【発行の流れ】
①金融機関で融資の申し込みを行います。

②金融機関が町田市に他金融機関の市制度の利用状況を確認した後に、既に利用している金融機関で残高確認書類を取得してください。

③残高確認書類を持参し、町田市へ「町田市中心小企業融資制度残高確認書」の発行を申請します。

④確認書が交付されましたら、あらかじめ金融機関でお手続きをお願いします。

【その他】
融資限度額の適切な管理のため、「町田市中心小企業融資制度残高確認書」の交付は、1週間から10日程度お時間をいただきます。あらかじめご了承ください。

融資限度額について

一般融資の「小規模企業特別資金」「運転資金」「設備資金」「創業資金」は、合わせて1,500万円の限度額です。

その他の資金は、各資金が独立した限度額が設定されているため、一般融資との併用が可能です。

個人情報の取扱い

市が収集する個人情報(町田市個人情報保護条例に基づいて取り扱っています)は、町田市中心小企業融資に関する補助の目的以外には利用しません。

融資の申し込みにあたり収集した個人情報は、町田市中心小企業融資に関する補助の目的以外には利用しません。

取扱金融機関			
金融機関名	支店名	電話	
みずほ銀行	町田支店	042-723-0033	
	玉川学園前支店	042-728-3061	
三菱UFJ銀行	町田支店	042-722-5024 (町田支店)	
	町田駅前支店		
	成瀬支店		
	鶴川支店		
三井住友銀行	町田支店	042-723-1156	
りそな銀行	町田中央支店	042-720-7211	
	成瀬支店	042-728-5211	
横浜銀行	町田支店	042-722-2101 (町田支店)	
	つくし野支店		
	成瀬支店		
	鶴川西支店		
山梨中央銀行	町田支店	042-729-3660	
	相模原支店	042-759-5521	
東日本銀行	町田境川支店	042-754-2921 (相模原支店)	
	古淵支店		
きらぼし銀行	町田支店	042-722-2121 (町田支店)	
	南町田支店		
	成瀬支店		
	玉川学園支店		
	町田木曾支店		
	相原支店		042-772-6161 (橋本支店)
	橋本支店		
鶴川支店	042-734-3311		
横浜信用金庫	成瀬支店	042-796-1011	
	つきみ野支店	046-272-8331	
	芝信用金庫	鶴川出張所	042-734-3001
	西武信用金庫	町田支店	042-722-8031
城南信用金庫	原町田支店	042-725-4511	
	本町田支店	042-721-9891	
	すずかけ台支店	042-796-4811	
	小山田支店	042-797-2111	
多摩信用金庫	玉川学園支店	042-729-7311	
	町田支店	042-726-7881	
	永山支店	042-356-2511	
	多摩センター支店	042-389-1121	
町田市農業協同組合	橋本支店	042-772-7721	
	鶴川支店	042-735-1511	
	鶴川駅前支店	042-734-1511	
	町田支店	042-722-2022	
	忠生支店	042-791-3111	
成瀬駅前支店	堺支店	042-771-3151	
	南支店	042-795-2225	
	成瀬駅前支店	042-728-1911	

※本制度については港北ニュータウン南支店にて受付。

信用保証機関	
東京信用保証協会 八王子支店	
〒192-0046	八王子市明神町3-20-6 八王子ファーストスクエアビル3階
電話	042-646-2511(代表)